

# 2. 犯罪被害者等支援の経緯

## 犯罪被害者等支援の経緯

三菱重工ビル爆破事件などを契機として、昭和 55 年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、殺人や傷害などの人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方のご遺族や身体に重い障害が残った方に対し、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、我が国における犯罪被害者等への経済的援助が始まりました。

その後、平成 3 年に開催された「犯罪被害給付制度発足 10 周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が犯罪被害者自身によって強く指摘され、これを重要な契機として更なる犯罪被害者等支援のための検討が始まりました。

## 国際的な潮流

国際的にも、人権意識の高まりを背景に、犯罪により身体的・精神的に被害を受けた犯罪被害者等に対して、国家による救済、支援が行われるべきであるとの主張が高まってきています。

1985 年(昭和 60 年)、国連総会において、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。その中では、

被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること

被害者に対して、訴訟手続における被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること

被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと

各国政府は、警察、裁判、医療、社会福祉等の関係機関の職員に十分な教育訓練を行い、司法上・行政上の敏速な対応を進めるため適切な制度整備等を行うこと

等が提言されています。また、欧米諸国等では、犯罪被害者等支援のための様々なシステム整備が進められており、犯罪被害者等支援は国際的な潮流ともなっています。

## 被害者の声

### 犯罪被害給付制度発足10周年記念 シンポジウム(平成3年)における 大久保恵美子さんの発言(要約)

私の息子は、去年の10月12日、飲酒運転者に殺されました。殺された後の数か月間、私はどうやって生きていけばいいのか分からず、本当に無我夢中で、日本には何か私を精神的に助けてくれるところがないのかと必死になって探しましたがけれども何もありませんでした。

先程パネリストの先生からも、「日本では、被害者の声として出てこない、被害者の本当にそれがニーズなのか」という発言もありました。でも被害者の立場になりますと、はい、私が被害に遭いましたと大きな声で言って、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません。今の日本は大きな声で泣きたくても泣けないんです。ただじっと自分で我慢しなければならぬのが今の日本における被害者の姿だと思います。

日本では、そういう被害者を精神的に救う道が何もない。まずそれを創ってほしいと思うことなんです。

先程、「被害者が立ち直るためには同じ被害者同士での話し合いが一番大切だ」という発言がありましたが、それを支援してくれる専門家の方たちの助言がないとうまく立ち直っていきません。子供を殺された親は、このような辛い思いをもう他の人たちにさせたくないという気持ちでいっぱいなのです。どんな協力も惜しみませんから、10周年記念シンポジウムが開かれたこの機会に、是非、一歩でもいいんです。一歩だけでも踏み出してください。お願いします。

## 犯罪被害者等支援の必要性と取組

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者等の視点に立った各種施策の推進に努めています。

警察庁では、平成8年2月、「被害者対策要綱」を制定し、各種支援を総合的に推進することとしました。

その後、平成16年12月には、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。それまで各府省が個別に施策に取り組んでいたところ、犯罪被害者等に関する基本理念が定められ、国においては総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等の施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定すること、また、地方公共団体においてはこれを踏まえて、地域の状況に応じた適切な施策を実施することなどが盛り込まれました。

政府においては、この法律に基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が、平成23年3月には「第2次犯罪被害者等基本計画」が、そして平成28年4月には「第3次犯罪被害者等基本計画」が、それぞれ閣議決定され、これらの計画の下で、警察における犯罪被害者等施策も大きく進展しました。

例えば、犯罪被害者等基本計画及び第2次犯罪被害者等基本計画の下では、犯罪被害給付制度の拡充、性犯罪被害者の緊急避妊等の経費を公費により負担する制度の創設等が図られ、また、第3次犯罪被害者等基本計

画の下では、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付金の額の制限の見直し、幼い遺児がいる場合における遺族給付金の額の引上げ及び親族間犯罪における減額・不支給事案の見直しを内容とする犯罪被害給付制度の一層の拡充が行われたほか、平成30年7月までに、カウンセリング費用の公費負担制度が全国で整備されました。

令和3年3月には「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、引き続き取り組むべき施策のほか、地方公共団体における犯罪被害者等支援の更なる充実、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への相談体制の充実等の各種施策が盛り込まれました。

これを受けて、警察庁においても、新たな「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を策定し、既の実施している取組についてより一層の充実を図ることとともに、地方公共団体における条例の制定等に関する協力、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への相談体制の充実等の取組を盛り込みました。

### ● 犯罪被害給付制度の改正の概要（平成30年4月1日施行）

	要 望	改 正 の 概 要
重傷病給付金の支給対象期間等の在り方	支給対象期間及び上限額の撤廃 ※改正前の重傷病給付金 給付期間 1年 限度額 120万円	給付期間の延長 重傷病給付金の給付期間を3年に延長
犯罪被害者等に負担の少ない支給の在り方	犯罪被害者等にとって負担の少ない給付の実現	仮給付の柔軟化 犯罪被害者等給付金相当額の3分の1以下とする制限を撤廃
若年者の給付金の在り方	遺児がいる若年の犯罪被害者の死亡時における給付金の増額	遺児への手厚い支援 幼い遺児がいる場合、遺児が18歳になるまでの年数分を満たすよう遺族給付金を増額
親族間犯罪被害に係る給付金の在り方	親族間犯罪被害は不支給を原則とされていることの見直し	親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直し ・親族関係が事実上破綻している場合には給付金を全額支給 ・18歳未満の者が受給者となる場合の特例措置を新設

## ● 犯罪被害者等支援の経緯

年 月 日	出 来 事
昭和49年 8月30日	三菱重工ビル爆破事件 ※ 同事件をめぐり犯罪被害給付制度の必要性が論議された。
55年 5月 1日	犯罪被害者等給付金支給法公布(56年1月1日施行)
56年 5月21日	財団法人犯罪被害者救援基金設立
60年 8月26日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」(～9月6日) ※ 同会議において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択。
平成 2年11月17日	日本被害者学会設立
3年10月 3日	犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム開催 ※ 同シンポジウムにおいて被害者等の精神的援助の必要性が指摘される。
4年 3月10日 4月	「犯罪被害者相談室」(東京)設立 犯罪被害者実態調査研究会による調査(7年3月報告書提出) ※ 10周年記念シンポジウムでの指摘を受け、犯罪被害救援基金の委託研究として、犯罪被害者実態調査研究会(代表:慶応大学教授(当時)宮澤浩一)により実施された日本で初めての本格的な被害者等の実態研究。これにより、警察の捜査過程における二次的被害の問題や情報提供の二重等が指摘される。
7年 3月20日 6月	地下鉄サリン事件 ※ 同事件をめぐり被害者等が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった。 「警察の被害者対策に関する研究会」による研究(～12月) ※ 警察の被害者対策の在り方についての研究。これを参考として、警察庁が被害者対策に係る基本方針を策定。
8年 2月 1日 5月11日	警察庁において「被害者対策要綱」を策定 全国警察に通達 警察庁長官官房給与厚生課に犯罪被害者対策室設置
10年 5月 9日	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11年 5月15日 5月26日 6月18日 11月11日	全国被害者支援ネットワークによる「犯罪被害者の権利宣言」発表 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布(11月1日施行) 犯罪捜査規範の一部を改正する規則公布・施行 政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置
12年 5月19日 5月24日 12月 6日	いわゆる犯罪被害者等保護のための二法(「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」)公布 児童虐待の防止等に関する法律公布(11月20日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律公布(11月24日施行) 少年法等の一部を改正する法律公布(13年4月1日施行)
13年 4月13日 11月19日	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布(7月1日施行) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 犯罪被害給付制度発足・犯罪被害救援基金設立20周年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催
14年 1月30日	警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実態に関する指針告示(4月1日施行) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則公布(4月1日施行)
15年 3月18日 10月 3日	犯罪被害者対策国際シンポジウム2003開催 「全国被害者支援ネットワーク」が10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定めて全国キャンペーンを実施
16年12月 8日	犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行)
17年12月27日	犯罪被害者等基本計画 閣議決定
18年 4月 1日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令施行 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行
18年 4月	犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会(～19年11月)
19年 6月27日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布
19年11月	犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会「最終とりまとめ」決定
20年 4月18日 6月18日 7月 1日 10月31日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(7月1日施行) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律公布(12月18日施行) 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室を「犯罪被害者支援室」に改称 犯罪被害者等の支援に関する指針告示
21年 9月11日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(10月1日施行)
23年 3月25日 7月 7日 7月15日 9月30日	第2次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「犯罪被害者支援要綱」を制定 全国警察に通達 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(7月15日施行) 民間被害者支援20年、犯罪被害救援基金・犯罪被害給付制度30年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催
25年 6月12日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布(12月1日施行)
7月 3日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布(26年1月3日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布(10月3日(一部7月23日)施行)
26年10月10日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(11月1日施行)
28年 4月 1日	内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律施行 ※ 内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を国家公安委員会(警察庁)に移管 第3次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を制定 全国警察に通達
28年 6月 7日	国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律公布(11月30日施行)
29年 6月23日	刑法の一部を改正する法律公布(7月13日施行)
30年 3月30日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4月1日施行) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(4月1日施行)
令和3年 3月30日 3月31日 4月 1日	第4次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を制定 全国警察に通達 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室を「教養厚生課」犯罪被害者支援室に改称